

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
◎告示 (県立都市公園の設置) の一部改正 正 (公園下水道課)	1
◎告示 (車両の乗り入れ又は駐車をする ことのできる区域の定め) の一部改正 (//)	1
公 告	
○宅地建物取引業法による聴聞 (住 宅 課)	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、 監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (9・7揭示)	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする 場合の選挙権を有する者の必要な数 (//)	4
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区にお ける選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (//)	4
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正 (9・14揭示)	4
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	5
○資金管理団体指定の届出	5
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支 援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とす る施設の指定) の一部改正	5
◎告示 (農業委員会等に関する法律において準用する公 職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設) の廃止	5
落札公告	
○落札者等の公告 (会計管理課)	5
正 誤	
◎正誤 (平27・5・22付け 規則)	6

告 示

高知県告示第545号

高知県議会定例会を、平成27年9月25日に高知県議会議事堂に招集する。

平成27年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第546号

平成13年3月高知県告示第270号 (県立都市公園の設置) の一部を次のように改正する。

平成27年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

3を次のように改める。

3 区域

安芸市川北乙字角場、字桜ヶ丘、字清平及び字南野神の全部並びに字角場及び字桜ヶ丘の地先の全部並びに字薬生谷、字鉢木、字久保、字東野神、字西ボケ、字北八幡、字落合、字谷上、字南久作、字古池、字天神坊、字東八幡、字太鼓場及び字南山の各一部

4中「8.57ヘクタール」を「15.34ヘクタール」に改める。

高知県告示第547号

平成13年3月高知県告示第272号 (車両の乗り入れ又は駐車をする
ことのできる区域の定め) の一部を次のように改正する。

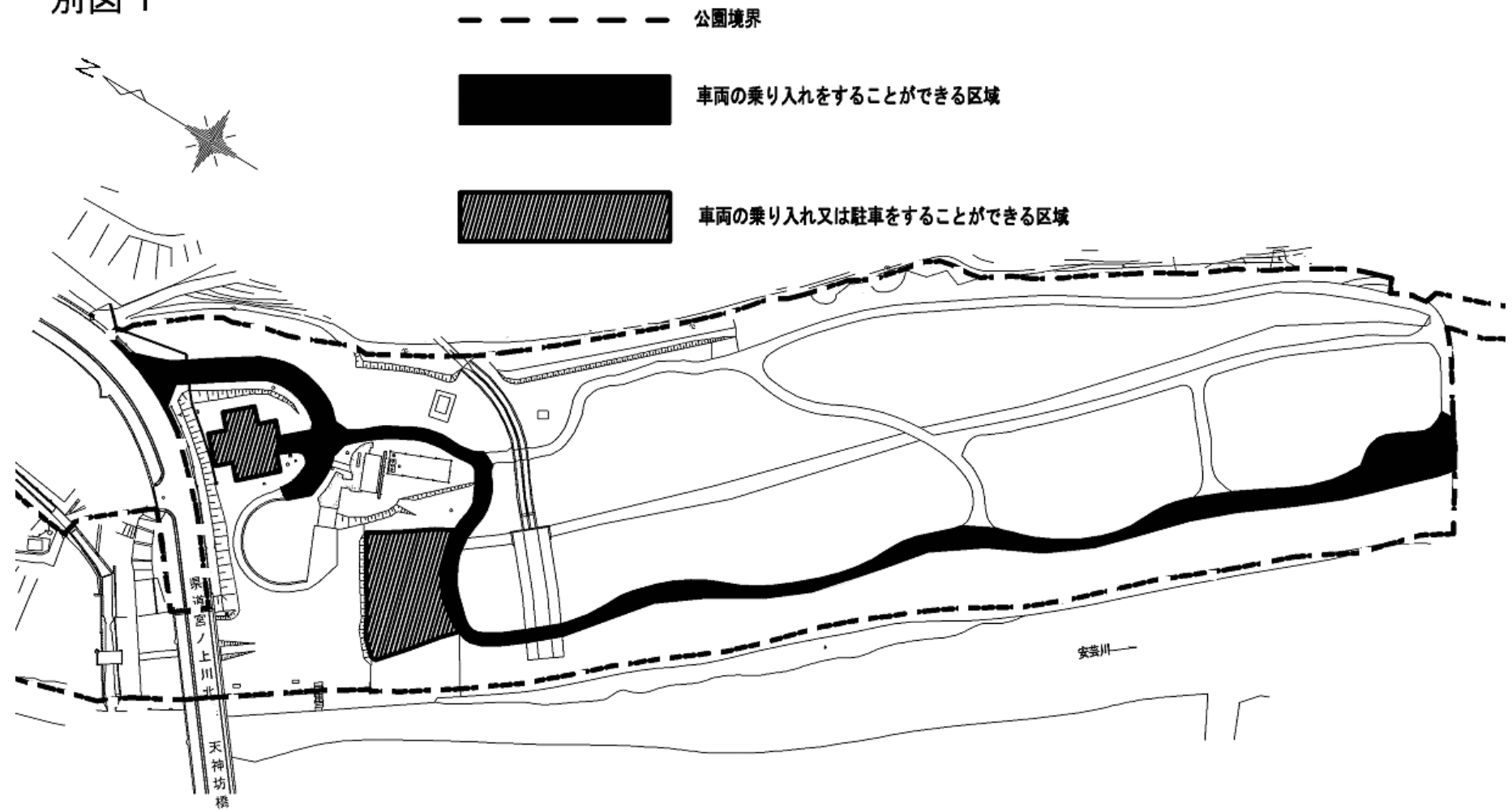
平成27年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

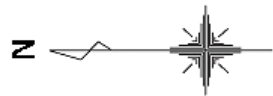
「高知県立都市公園条例 (昭和33年高知県条例第35号) 第6条第6号」を「高知県立都市公園条例 (平成17年高知県条例第7号) 第6条第8号」に、「から別図3まで」を「及び別図2」に改める。

別図を次のように改める。

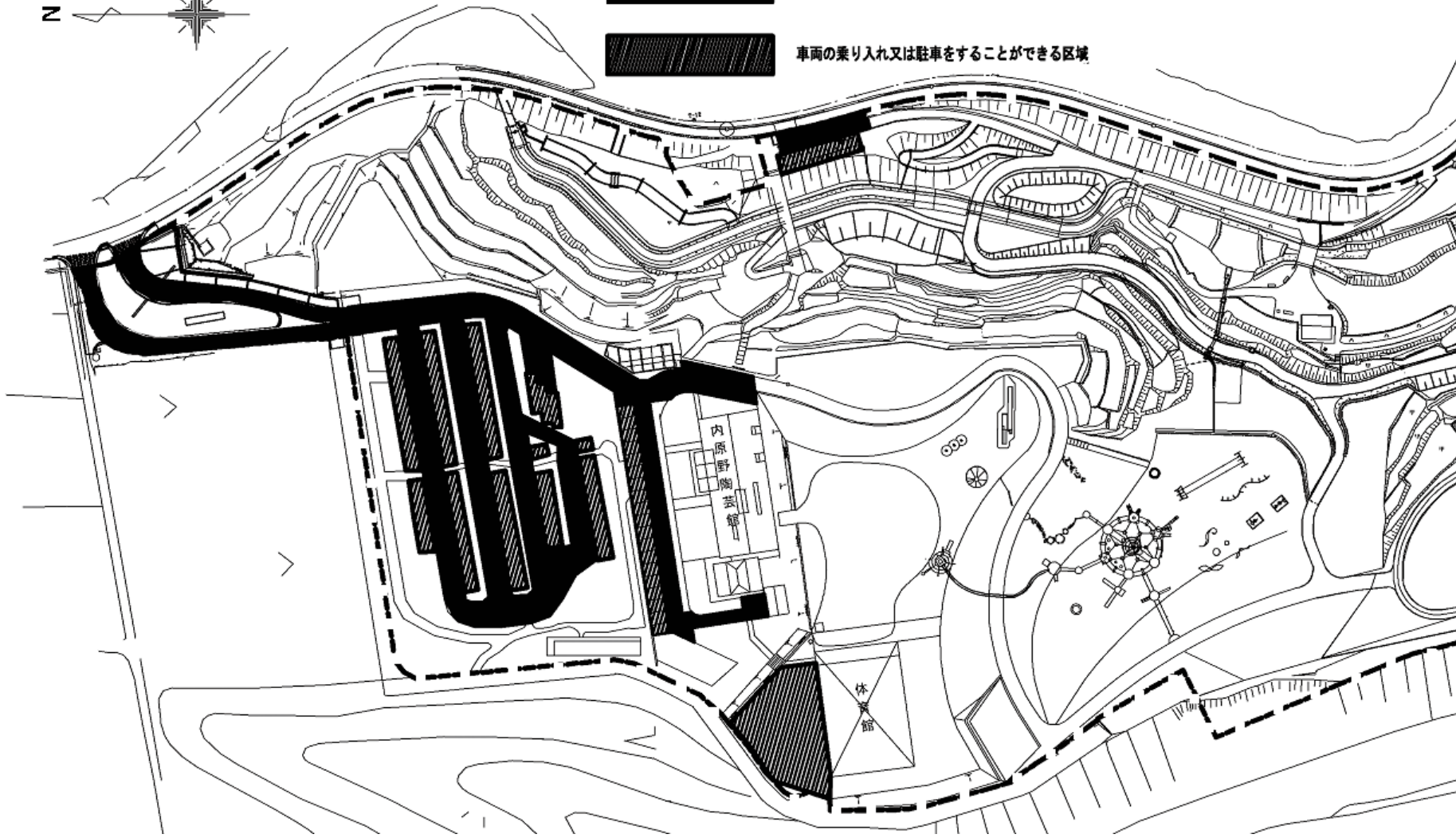
別図 1



別図2



- 公園境界
- 車両の乗り入れをすることができる区域
- ▨ 車両の乗り入れ又は駐車をすることができる区域



公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開により聴聞を行う。

平成27年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 聴聞の期日
平成27年9月25日（金）午前10時
2 聴聞の場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁7階 会議室
3 聴聞を受ける者
(1) 商号又は名称
日皇ハウス
(2) 代表者の氏名
北岡 弘臣
(3) 主たる事務所の所在地
高知市瀬戸南町二丁目19番23号
(4) 免許証番号
高知県知事（4）第2416号
(5) 免許年月日
平成27年5月19日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,377人である。

平成27年9月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数

とを合算して得た数は、169,806人である。

平成27年9月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年9月7日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

Table with 2 columns: 選挙区 (Election District) and 人数 (Number of Voters). Rows include 高知市選挙区 (91,986), 室戸市・東洋町選挙区 (5,197), 安芸市・芸西村選挙区 (6,350), 南国市選挙区 (13,105), 土佐市選挙区 (7,827), 須崎市選挙区 (6,426), 宿毛市・大月町・三原村選挙区 (8,062), 土佐清水市選挙区 (4,287), 四万十市選挙区 (9,736), 香南市選挙区 (9,190), 香美市選挙区 (7,661), 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 (3,308), 長岡郡・土佐郡選挙区 (3,679), 吾川郡選挙区 (8,765), 高岡郡選挙区 (17,284), 黒潮町選挙区 (3,421).

高知県選挙管理委員会告示第76号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月14日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第73条の見出し中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第1項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同条第2項中「平成15年11月25日」を「平成27年9月14日」に、「次のとおり」を「届出候補者の数が1人又は2人の場合において、高知さんさんテレビ株式会社及び株式会社高知放送の放送設備によるテレビジョン放送によりそれぞれ1回」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「次のとおり」を「届出候補者の数が1人又は2人の場合において、株式会社高知放送及び株式会社テレビ高知の放送設備によるテレビジョン放送によりそれぞれ1回」に改め、同項の表を削り、同条第4項中「次のとおり」を「届出候補者の数が1人又は2人の場合において、高知さんさんテレビ株式会社及び株式会社テレビ高知の放送設備によるテレビジョン放送によりそれぞれ1回」に改め、同項の表を削り、同条第5項中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

第73条の2第3項中「から順に」を「の次に第2区の順で」に改める。

別表第4中

Table with 2 columns: 選挙の種類 (Type of Election) and 一般放送事業者名 (Name of General Broadcasting Business Operator).

を

Table with 2 columns: 選挙の種類 (Type of Election) and 基幹放送事業者名 (Name of Core Broadcasting Business Operator).

に改める。

別記第11号様式（その1）備考4中「130,000枚」を「115,000枚」に改める。

附 則

この告示は、平成27年9月14日から施行する。

高知県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

Table with 5 columns: 名称 (Name), 代表者氏名 (Representative Name), 会計責任者氏名 (Accounting Officer Name), 主たる事務所の所在地 (Main Office Address), 届出年月日 (Submission Date). Row: 自由民主党高知市支部連合会 (Liberal Democratic Party Kochi City Branch Association).

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

Table with 5 columns: 名称 (Name), 代表者氏名 (Representative Name), 会計責任者氏名 (Accounting Officer Name), 主たる事務所の所在地 (Main Office Address), 届出年月日 (Submission Date). Row: 上村誠後援会 (Uemura Makoto Backing Association).

高知県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成27年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県と きわ支部	異動なし	木内 久史	異動なし	平27・8・28
異動後			中西 康弘		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	板原啓文後援会	異動なし	異動なし	土佐市高岡町丁943番イ2号地	平27・8・5
異動後				土佐市高岡町甲750番地	
異動前	岡崎匡介後援会	下村 武彦	異動なし	異動なし	平27・8・5
異動後					
異動前	しあわせ都市・高知をつくる会	森 千代範	異動なし	異動なし	平27・8・21
異動後					

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成27年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県高知市第七支部	高知市薊野南町28-20	西内 隆純	解散	平27・8・27

高知県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
岡崎 匡介	宿毛市長	岡崎匡介後援会	宿毛市平田町戸内4689	岡崎 匡介	平27・8・5

高知県選挙管理委員会告示第81号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の日以後に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第28条第1項ただし書の規定に基づき行われる農業委員会の委員の選挙については、この告示による改正前の規定を適用するものとする。

平成27年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
「、漁業法施行令」を「並びに漁業法施行令」に改め、「並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条」を削る。

高知県選挙管理委員会告示第82号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第71号（農業委員会等に関する法律において準用する公職選挙法の規定による個人演説会を開催できる施設）は、廃止する。ただし、この告示の日以後に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第28条第1項ただし書の規定に基づき行われる農業委員会の委員の選挙については、この告示による廃止前の規定は、なおその効力を有する。

平成27年9月18日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成27年9月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
中芸高等学校外44校で使用する電気 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
平成27年8月18日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
アーク八木ヒルズ2階
- 落札金額
199,619,136円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成27年6月23日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平27・5・22	9738	◎規則	1	中 (18・19)	第48条第2項、第49条第3項、第51条第3項、 <u>第52条第3項（各号を除く。）</u> 、 <u>第53条第3項（各号を除く。）</u> 及び第73条中	第48条第2項、第49条第3項、第51条第3項、 <u>第52条第3項</u> 、 <u>第53条第3項</u> 及び第73条中